



# 道路管理者が道路の工事又は作業を行う場合の道路交通法に基づく警察署長との協議等の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:安全対策  
通知日 :平成10年3月3日

道 第 6 0 0 号  
平成10年3月3日

各土木事務所長様

土 木 部 長

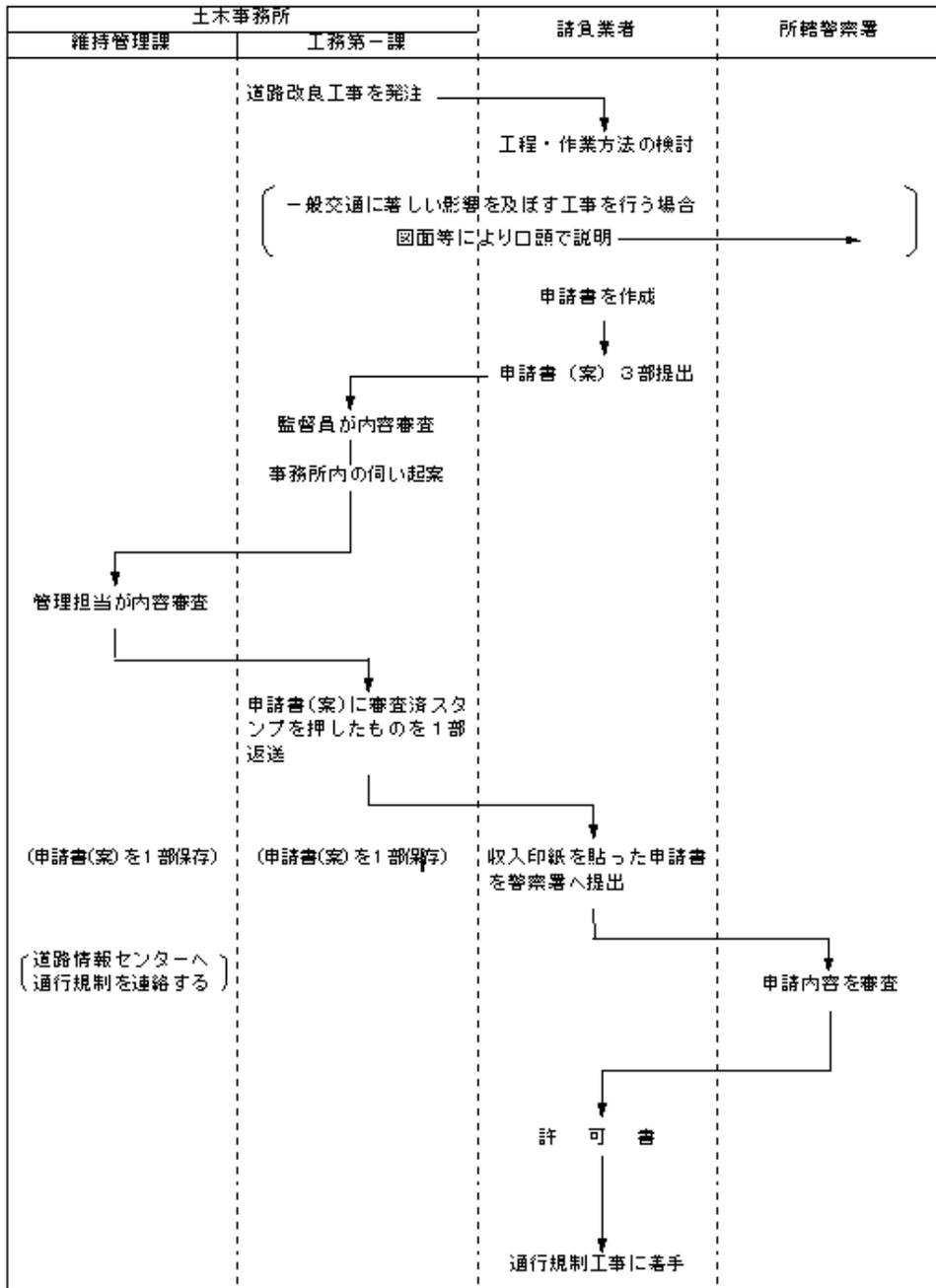
## 道路管理者が道路の工事又は作業を行う場合の道路交通法に基づく警察署長との協議等の取扱いについて（通知）

このことについて、工事の安全対策を徹底するとともに、土木事務所の事務の簡素化を図るため、平成10年3月9日から下記のとおり手続を統一することで鳥取県警察本部と合意しましたので、工事等を行う際には十分注意してください。

### 記

- 1 道路管理者が請負により道路の工事又は作業を行う場合（植栽管理委託を含む。）当該工事の請負業者は、道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可を必ず受けることとし、同法第80条に基づく道路管理者と警察署長との協議は行わないものとする。この場合、当該工事の請負業者は、申請書を警察署へ提出する前に、工事を発注した土木事務所に申請書類の案を3部提出し、内容審査を受けておくこととする。ただし、次の場合については、土木事務所の監督員と請負業者の現場責任者が、警察署へ事前に説明すること。
  - (1) 全面通行止めを行う場合
  - (2) 通行規制を1ヶ月以上行う場合
  - (3) 交差点及びその附近の工事を行う場合
  - (4) 迂回路を設けて現道を迂回させる場合（現場内の迂回を含む）
  - (5) その他一般交通に著しい影響を及ぼすと道路管理者が判断した場合
- 2 道路管理者が直営により道路の工事若しくは作業を行う場合又は災害時若しくは緊急時の応急作業を行う場合  
従来どおり道路交通法第80条に基づく道路管理者と警察署長との協議を行い、同法第77条第1項に基づく道路使用許可申請は行わないものとする。  
なお、この場合においても、前記1ただし書を準用するものとする。

道路管理者が請負により道路工事を行う場合の道交法第77条に基づく道路使用許可申請フロー



注) 土木事務所工務第一課以外の課(室)が請負により道路工事を発注する場合は、上記フロー中土木事務所工務第一課の項を当該工事を発注する課(室)に読み替えるものとする。

道路管理者が工事又は作業を行う場合の道路交通法に基づく  
警察署長との協議及び道路使用許可申請の手続について

H 10 . 2 . 26  
土木部道路課

1 手続の状況

道路管理者名	道路管理者からの道交法 80 条に基づく協議	請負業者からの道交法 77 条の使用許可申請	摘 要
鳥取県	鳥取土木	○	△（業者が自主的に申請） 警察署から 77 条だけ提出するよう土木事務所に要請あり
	郡家土木	×	○（事務所から指導あり） 警察署から 77 条だけ提出するよう土木事務所に要請あり
	倉吉土木	○	○（業者が自主的に申請） 80 条協議の回答に業者から 77 条申請するよう条件が付く
	米子土木	○	○（業者が自主的に申請） 警察署からの指導により請負業者が 77 条申請を行っている
	根雨土木	○	○（事務所から指導あり）
鳥根県	○	○（業者が自主的に申請）	
岡山県	×	○	
広島県	○（概要のみを協議する）	○（詳細内容で申請する）	
山口県	×	○	
建設省	鳥取工事	○	○（業者が自主的に申請） 警察署からの指導により請負業者が 77 条申請を行っている
	倉吉工事	○（概要のみを協議する）	○（詳細内容で申請する）

【まとめ】上記のとおり道路管理者により対応はまちまちであるが、請負業者から警察署への道交法77条に基づく道路使用許可申請はほぼなされているようである。

2 警察本部交通企画課の見解

従来から取扱いに問題が指摘されている。請負工事であっても道路管理者が現場の監督を十分に行える場合には請負業者からの使用許可申請は不要だが、現実には十分な監督がなされているとは認め難く、通常は請負業者から使用許可申請を出させている。

道交法80条協議と77条申請の両方いただく必要はないので、請負業者からの申請だけでよい。

ただし、長期間にわたり幹線道路を片側以上通行規制するような工事などは、特に交通に影響を及ぼすので、工事発注後に道路使用許可申請を提出する前に、土木事務所の監督員と請負業者の現場責任者が所轄警察署へ行って図面等で説明（口頭）してもらいたい。

3 処 理 方 針

土木事務所の事務の簡素化を図るため、請負による道路工事を行う場合は、道交法80条道路管理者からの協議は止めることとするが、工事の安全対策を一層徹底するため、請負業者が作成した道交法77条の道路使用許可申請書を土木事務所が事前に審査するよう義務付ける。

【必要な処理事項】

- (1) 「道路工事等における道路管理者と警察署長との協議に関する協定」（昭和36年1月25日付警察本部長と土木部長との協定）の取扱い  
（処理結果）県警交通企画課と協議した結果、今回は改正しないこととなった。協定自体は、道交法80条の協議を行う場合の手続を取り決めたものであり、今回の取扱いは協定に抵触するものではない。
- (2) 土木事務所維持管理課が通行規制の状況を確実に把握できるよう請負業者、土木事務所工務第一課及び維持管理課の間の事務処理を統一して定める必要がある。  
（処理結果）別紙フローのとおり道路使用許可申請を土木事務所が事前に審査することとする。
- (3) 各土木事務所での取扱いの統一を図ると同時に、各警察署間の取扱いを統一してもらう必要がある。  
（処理結果）本年1月29日に開催された各警察署交通課長会議において徹底されているほか、今後取扱いに支障が生じれば、県警交通企画課が直接その警察署に対して指導することとなった。

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書 平成 年 月 日  警察署長 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     申請者 住所                      氏名 印                 </div>			
道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
方法又は形態			
添付書類			
現場責任者	住所 氏名		
	電話		
第 号  道路使用許可証  上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと  <table border="1" style="width: 100%; height: 80px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     平成 年 月 日                       警察署長                 </div>		条 件	
条 件			

- 備考
1. 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用については必要な事項を記載すること。
  2. 添付書類の欄には、道路占用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
  3. 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  4. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

道路許可申請書には次の書類を添付してください。

- 1 位置図（付近の見取り図、現場の位置が容易に分かる図面）
- 2 平面図（道路使用の状況図、道路使用の範囲を明らかにした図）
- 3 保安施設図（工事看板、セーフティコーン・バリケード等安全措施図）
- 4 同意書（通行止めの場合には事前に町内会長等から同意を得てください）
- 5 道路占用許可の写（道路管理者が発行）

国道（国道維持出張所）

県道（県土木事務所）

市道（市役所道路管理課）

町道（町役場建設課）

6 工程表・断面図その他参考書類

★道路使用許可申請書は添付書類とともに部作成提出してください。

★申請書の訂正箇所には、申請者の印鑑を押印するので持参してください。

★申請書の日付は、受理月日を記入しますので空欄のまま持参してください。

★期間の日付は、許可月日後となりますので空欄のまま持参してください。

★許可証の受取は、土曜・日曜・祝日を除き二日後です。

★申請の手数料は、二、三〇〇円です。（窓口で収入証紙を販売しています）